

熊本市介護有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金交付要綱

制定 令和8年(2026年)9月7日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護分野における人材の確保及び生産性の向上を図るため、国が実施する介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業を活用し、介護の周辺業務（身体介護を伴わない業務をいう。以下同じ。）に従事する有償ボランティアと介護サービス事業者等とのマッチングを支援するサービスの利用に要する経費に対し、熊本市（以下「市」という。）が交付する補助金（以下「補助金」という。）について、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マッチングサービス 介護の周辺業務に有償ボランティアとして従事しようとする者と介護サービス事業者等との需給を、インターネットを利用したウェブサイト又はアプリケーションその他の方法により調整し、両者の引き合わせを行う役務をいう。
- (2) 有償ボランティア 報酬又は謝礼を受けて、介護の周辺業務に従事する者をいう。
- (3) 介護サービス事業者等 次のア～カの事業を行う者で、市内に事業所を有するものをいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業者及び介護保険施設
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム
 - ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅（平成13年法律第26号）
 - エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス事業者等
 - オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援事業者等
 - カ その他市長が適当と認める介護に関する事業を行う者
- (4) 利用料 介護サービス事業者等がマッチングサービスの提供を受けるためにその提供を行う事業者を支払う料金（月額利用料、登録料その他名称のいかんを問わない。）をいう。ただし、有償ボランティアに対して支払う報酬又は謝礼に相当する額を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する介護サービス事業者等とする。

- (1) 市内に所在する事業所においてマッチングサービスを利用し、有償ボランティアの受入れを行う者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 94 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとする利用料について、国、県、市その他の団体から補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第 4 条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が次条第 2 項に規定する補助対象期間内において、マッチングサービスを利用して介護の周辺業務に有償ボランティアを受け入れる取組とする。

（補助対象経費及び補助対象期間）

第 5 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象期間内に負担した利用料とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 有償ボランティアに対して支払う報酬又は謝礼
- (2) 振込手数料その他のマッチングサービスの利用に付随する経費
- (3) 消費税及び地方消費税相当額
- (4) 国、県、市その他の団体から補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受ける経費

2 補助対象期間は、令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から令和 9 年（2027 年）2 月 28 日までの間において補助対象者がマッチングサービスの利用料を負担した期間とし、5 月を超えないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定めるところにより算定した額とし、その算定により得た額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した額が 75,000 円を超えるときは、補助金の額は、75,000 円とする。

（交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) マッチングサービスの利用に係る契約書その他利用料の額が確認できる書類の写し

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書（様式第 4 号）により当該申請した者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の

内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微なものと認める変更については、この限りでない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（前条の規定により補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）利用料の支払の事実を証する書類（請求書及び領収書の写し等）
- （2）有償ボランティアの受入れの実績が確認できる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、市が実施する介護に関する入門的研修に類する研修等の受講案内、効果検証のためのアンケート調査その他の調査に協力するよう努めるものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- （2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3）この要綱若しくは規則の規定、これらに基づく市長の指示又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- （4）第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 8 年（2026 年）9 月 7 日から施行する。

（この要綱の執行）

2 この要綱は、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 第 13 条から第 15 条までの規定は、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第 6 条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額	補助対象期間
マッチングサービスの 利用料	2 分の 1	75,000 円	第 5 条第 2 項で定める対象期間の 間において利用料を負担した期間 （5 月以内）

（備考）補助金の額は、補助対象期間内に補助対象者が負担した補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）とし、補助上限額を限度とする。

補助金等交付申請書

年 月 日

(あて先)熊本市長

住 所
申請者 名 称
代表者

次のとおり熊本市介護有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所名	
事業所所在地	
利用するマッチングサービスの名称	
利用料(月額)	円
補助対象期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月(か月)
補助対象経費(見込)	円
補助金申請額	円
誓約事項	☐ 熊本市市税の滞納はありません。また、必要が生じた場合、熊本市市税(延滞金含む) の納付状況について、調査されることを承諾します。 ☐ 暴力団関係者に該当せず、また暴力団関係者とは一切の関係を有していません。

(添付書類)1 事業計画書(様式第2号) 2 収支予算書(様式第3号) 3 利用契約書等の写し 4 その他
市長が必要と認める書類

(担当者)

担当者所属・氏名	
連絡先(電話)	
(メール)	

事業計画書

申請者名:

事業所名:

マッチングサービスの名称・ 提供事業者	
有償ボランティアが実施する 介護の周辺業務の内容	(例)配膳・下膳、清掃、シーツ交換、レクリエーション補助、見守り、傾聴 等
有償ボランティア受入れの想 定人数・延べ回数・時間	・受入延べ人数: 人 ・受入延べ回数: 回 ・受入延べ時間: 時間 ※いずれも想定
取組の実施スケジュール	
期待する効果	(例)職員の負担軽減、有給休暇取得率の向上、超過勤務時間の削減、介 護人材の確保(採用・資格取得) 等

収支予算書

申請者名:

事業所名:

(収入の部)

区分	金額(円)	備考
補助金		
自己負担		
計		

(支出の部)

区分	金額(円)	備考
マッチングサービス利用料		月額 円 × か月 (5か月内とする)
計		

介保発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者

熊本市長

補助金等交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった熊本市有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金については、熊本市有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第8条の規定により、下記のとおり交付決定するので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
熊本市有償ボランティアマッチングサービス利用料補助事業
- 2 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	金	円
補助金交付決定額	金	円
- 3 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 4 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに、補助事業実績報告書(様式第6号)に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、交付要綱に規定する事項を遵守しなければならない。
 - (6) その他
- 5 補助の条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

【問い合わせ先】

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

(あて先)熊本市長

住 所
申請者 名 称
代表者

令和 年 月 日付介保発第 号で交付の決定を受けた補助金交付決定通知について、下記
のとおり変更(中止・廃止)したいので、承認を申請します。

変更等の区分	変更 ・ 中止 ・ 廃止
変更等の内容	
変更等の理由	

(担当者)

担当者所属・氏名	
連絡先(電話)	
(メール)	

補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先)熊本市長

住 所
申請者 名 称
代表者

熊本市介護有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金に係る補助対象事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

事業所名	
利用したマッチングサービスの名称	
補助対象期間(実績)	令和 年 月 ～ 令和 年 月(か月)
利用料の支払額(実績)	円
補助対象経費	円
補助金確定額(請求予定額)	円
有償ボランティア受入れ実績 (人数・回数・時間)	・受入実人数 : 人 ・受入延べ人数: 人 ・受入延べ回数: 回 ・受入延べ時間: 時間
有償ボランティアが実施した 介護の周辺業務の内容	
効果①(職員の負担軽減)	(有給休暇取得率、超過勤務時間、削減できた業務時間など)
効果②(人材確保)	(有償ボランティアからの採用人数・職種など)
効果③(そのほか)	(サービスの質向上、地域住民との交流機会など)

(添付書類)1 請求書・領収書等の写し 2 受入れ実績が確認できる書類 3 その他市長が必要と認める書類

(担当者)

担当者所属・氏名	
連絡先(電話)	
(メール)	

介保発第 号
年 月 日

住 所
申請者 名 称
代表者

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付介保 号で通知した熊本市有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金については、熊本市有償ボランティアマッチングサービス利用料補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第11条の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 交付確定額 | 金 円 |
| 2 請求の方法 | 補助金交付請求書(様式第8号)に、本通知の写しを添付して下記の問い合わせ先へ提出 |
| 3 交付の方法 | 補助金交付請求書(様式第8号)で指定された口座へ振込 |

【問い合わせ先】

補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)熊本市長

住 所
申請者 名 称
代表者

年 月 日付介保発 号で確定の通知を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

請求額	円
振込先金融機関名	
支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義(カナ)	

(担当者)

担当者所属・氏名	
連絡先(電話)	
(メール)	

※振込先の口座名義が申請者の「役職名」及び「申請者名」と異なる場合は、「委任状」が必要です。